

# 業務指示書

## イラク国北西部インフラ緊急復興に係る情報収集・確認調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年9月6日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 真野 修平 Mano.Shuhei@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年9月11日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

##### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

##### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

##### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

##### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

( ) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- (○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。
- ( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- ( ) 外国籍人材の活用を認めます。
- (○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。
- ( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：紛争地域における有償/無償資金協力に係る各種業務

##### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ） 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○） 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○） 若手加点の対象とする。

（ ） 若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／援助動向分析）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：援助動向分析
- 2) 対象国又は同類似地域：イラク 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 復興・開発政策】

- 1) 類似業務の経験：復興・開発政策
- 2) 対象国又は同類似地域：イラク 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 インフラ復旧計画】

- 1) 類似業務の経験：インフラ復旧計画
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年9月15日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。）
- (3) 提出先・場所：

・郵送の場合

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 調達部

・持参の場合

二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）

- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
  - ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃 (エコノミークラス) 又は正規割引運賃 (ビジネスクラス) ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費 (航空賃)
- (2) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他 (以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(IQD1 = 0.09728 円, US\$1 = 110.733 円, EUR1 = 130.097 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部 (麹町) 会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／援助動向分析  
復興・開発政策  
インフラ復旧計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

9.00 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

#### (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## (2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年10月2日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。



(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約  
(URL : [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。  
なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

#### 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

イラク国北西部インフラ緊急復興に係る情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/援助動向分析	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	( 6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 復興・開発政策	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： インフラ復旧計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00]	



## 第2 調査の目的・内容に関する事項

### 1. 調査の背景

イラク共和国（以下、イラクとする。）は、1980年以降、3度にわたる戦争により社会経済インフラが破壊され、10年以上に及ぶ経済制裁等により国内経済も後退した。イラク戦争以降は国際社会の支援を得つつ復興開発が進められてきたが、2014年6月頃からイラク・レバントのイスラム国（以下、ISILとする。）がイラク国内で活動地域を広げ、チグリス・ユーフラテス川流域を中心に、一時はイラク北西部の広範な地域を占拠するに至るなど、再びテロ・紛争等の影響を受けた。イラク政府は米軍を中心とする連合国の支援を受けながら ISIL の掃討作戦を展開し、2017年7月にはイラク第二の都市である北部モスル市を奪還するなど、現在は ISIL に支配された地域を概ね奪還するに至っている。一方で、3年間にわたる ISIL との紛争の結果、もともと脆弱であったイラク北西部の社会・経済は大きな打撃を受けることとなった。2017年8月現在も330万人に上る国内避難民が発生しており、イラク北西部では農業生産が大幅に減少し、紛争により23か所の病院、230か所以上の医療施設が被害を受けたと報告されている。これらの状況から、イラク北西部の基礎インフラの多くが破壊され、現在も、住民生活は極めて逼迫した状況に置かれていると考えられる。既に200万人を超える国内避難民が帰還する中、過激主義の再拡大を防止する意味でも、イラク北西部の住民生活の安定化と基礎インフラの早期復興が急務となっている。

JICA の対イラク支援は、対イラク共和国 国別援助方針に則り、円借款事業を中心に「経済成長の為の産業の振興と多角化」、「経済基礎インフラの強化」、「生活基盤の整備」を重点課題としており、電力、運輸などの経済基礎インフラ整備を支援するとともに、上下水道、保健医療、通信といった市民生活に直結する分野でも協力事業を実施してきた。しかしながら、イラク北西部での支援は ISIL との紛争の直接的な影響をほとんど受けなかった南部に比して限定的となっていた。

これらの背景から、イラク北西部の ISIL との紛争により重大な影響を受けた地域を中心に、被害状況の確認及び支援ニーズの把握を行い、中期的な復興計画を見据えた、将来の JICA の支援候補案件の検討を行うため、本件調査を実施する事とした。

### 2. 調査の目的

イラク北西部の ISIL との紛争により重大な影響を受けた地域を中心に、インフラ設備の被害状況・国内避難民の帰還・復興支援ニーズ・主要援助機関の動向等、基礎情報を収集するとともに、将来的に JICA が円借款事業等を通じて協力を行う場合に有望な案件の候補を選定する。

### 3. 調査対象地域

ニナワ県、アンバール県、キルクーク県、サラハディーン県等の ISIL との紛争の結果、重大な影響を受けた地域（イラク政府が実効支配している地域に限る）

### 4. 関係機関

首相府顧問会議（Prime Ministry Advisory Committee：PMAC）、計画省（Ministry of Planning）、セクター省庁、県議会等

### 5. 調査業務の範囲

コンサルタントは、「2. 調査の目的」を達成するため、「4. 関係機関」で記載されている各機関及び JICA と十分な意見交換を行いながら「6. 調査実施上の留意事項」に留意したうえで「7. 調査業務の内容」に示す内容の調査を実施し、調査の進捗に応じて「8. 成果品等」で記載される報告書を作成し JICA に提出するものとする。

### 6. 調査実施上の留意事項

#### (1) 国内準備作業期間について

本調査は、治安面の問題などから日本人専門家の現地渡航が限られる中、今後の協力量針を検討するための幅広い情報収集及び計画作成が求められる。従って、事前の国内準備作業期間において、既存資料の確認・分析、及びイラク側とのメール・電話による事前確認及び調整を実施し、調査・協議項目を整理した上で現地調査に臨むこと。

#### (2) JICA の協力実績を踏まえた調査

コンサルタントは、これまでのイラクにおける JICA の協力案件の実績（成果、教訓、課題）を事前に把握した上で、調査を実施すること。

#### (3) 有望案件の整理

イラク北西部の被害状況調査・復興ニーズ調査を通じ、同地域における基礎インフラの状態・支援ニーズ等について可能な限り情報を収集の上、復興・開発支援に向けた課題や優先順位を整理・分析する。その上で、向こう 3~4 年間の JICA の中期的な復興支援計画及び具体的な候補案件の提案を行うこと。ISIL との紛争影響地域における早期の生活基盤復興をめざす観点から、特に緊急性の高い案件を優先的に候補案件として取り上げること検討しており、現状では、電力、上水道、道路・橋梁、保健医療、教育、灌漑、通信などを調査対象セクターとして想定しているが、それ以外にも有望な支援分野・候補案件があれば提案すること。

#### (4) 便宜供与等

本調査は JICA が主体的に実施するものであり、イラク政府およびクルディスタン地域政府からの便宜供与は限定される。従って、コンサルタントの円滑な調査実施のため、JICA イラク事務所が、「4. 関係機関」に記載された省庁等の一部に対し、調査スケジュール通知と調査への協力依頼及びの初回のアポイント取り付け、支援等のサポート及び面談等への同行を予定している。

但しコンサルタントは調査開始時に、インセプションレポート（本調査の概要を記載したイラク関係者向けの説明資料）（英語）を作成し、「4. 関係機関」に記載された省庁等対して本調査の目的、意義、便宜供与依頼事項等を丁寧に説明したうえで、それらの機関に協力を求めること。

#### (5) 安全管理

イラクにおける日本人を含めた外国人の活動は、治安情勢の悪化により非常に制限されている。よって、コンサルタントがイラク国内における現地踏査及び面談等を行う際には、JICA イラク事務所および在イラク日本大使館の安全管理情報を踏まえること。なおバグダッドでの省庁面談が困難である場合、第三国での面談及びワークショップ形式での情報収集が必要となる場合もある。プロポーザルにて、現地調査の実施場所、及び、適切な方法を提案すること。

#### (6) 現地人材の活用

本調査の対象地域の治安情勢は極めて不安定であると考えられ、日本人専門家のニナワ県、アンバール県、キルクーク県、サラハディーン県への渡航は禁止される。その為、調査に当たっては、イラクに現地法人・拠点を有するコンサルタント（第三国のコンサルタント会社を含む）に現地調査を再委託する事を認める。必要に応じてプロポーザルにて提案すること。なお、イラクの治安情勢は依然として予断を許さない状況にあり、調査の実施に際しては、現地調査員の安全対策に細心の注意を払い、必要な安全措置を講じること。

### 7. 調査業務の内容

コンサルタントは、本邦における既存資料の収集・整理・分析、イラクにおける政府関係者（首相府顧問会議、計画省、関連省庁、県議会等）からの情報・資料収集や聞き取り・ワークショップ形式での情報収集を通じて、有望案件の整理を行い、現地調査を通じて、有望案件の妥当性について、確認・分析を行う。また、イラク政府の復興計画を確認し、特に中・長期的な視点に立った JICA の支援戦略の見直しを行う。

また調査の進捗状況に応じ、途中経過を JICA へ報告し、意見交換をしながら調査を進めることが求められる。具体的には、少なくとも以下の時点において JICA 中東・欧州部

と会議を行い、当該時点以降の調査の方向性について検討を行う。

- ① インセプションレポート作成時（2017年11月上旬）
- ② 第2次国内作業時（第2次現地調査開始前）（2017年12月上旬）
- ③ 第3次国内作業時（第3次現地調査開始前）（2018年1月下旬）
- ④ ドラフト・ファイナル・レポート作成時（2018年3月下旬）

コンサルタントが国内及び現地で実施することが想定される作業は以下のとおり。

(1) 第1次国内準備作業（2017年10月下旬から11月上旬）

以下の項目について現地調査の基本方針および具体的な調査方法の検討を行う。またこれを踏まえインセプションレポートを作成すると共に、関係機関に対する質問票を作成し、JICAを通じて事前配布する。

- ① イラク政府のISILとの紛争からの復興・開発政策
  - ア) イラク政府の優先的復興・開発分野の整理
  - イ) 国家開発計画（2018-2022）の策定状況の確認、復興計画の取り扱いの確認
  - ウ) イラク政府・地方自治体などが実施中の復興事業の現状
  - エ) イラクの復興・開発計画の実施における阻害要因・不安定要素の分析
- ② ISIL影響地域における主要援助機関の活動状況（実施中事業及び将来計画事業の基本方針、内容、実施手法、課題、予算規模等。）想定される対象期間・国等は、以下の通りであるが、この他の機関から情報収集する事を妨げるものではない。
  - ア) 国際機関（世界銀行、UNDP等）
  - イ) 二国間援助機関及び援助国（米国、EU、英国等）
- ③ ISIL影響地域における基礎インフラの被害状況確認
  - ア) ISIL影響地域における主要な社会経済基盤インフラの状況（紛争前後の状況変化、現状、リハビリ計画等。）想定されるインフラ施設の種類は以下の通りであるが、これ以外の施設に係る情報収集を妨げるものではない。
    - ・ 発電所、変電施設、送配電施設、配電網、エネルギー関連設備
    - ・ 道路、橋梁、物流ターミナル、物流関連施設
    - ・ 上水道設備、送配水設備
    - ・ 医療施設（病院、ヘルスセンター等）、医療機材
    - ・ 教育施設（大学、教育機関等）、教育用機材
    - ・ IP通信網、基幹伝送路網、電話網
  - イ) 紛争後の基礎的公共サービスの提供状況
    - ・ 電力へのアクセス率、電力需給、停電時間
    - ・ 安全な水へのアクセス率、給水時間、水質
    - ・ 医療へのアクセス率、一人あたりの病床数、感染症の発生状況
    - ・ 就学率



- ・ 通信網へのアクセス率
- ④ 支援ニーズの確認
- ⑤ 有望案件の概要について情報収集

(2) 第1次現地調査 (2017年11月中旬から11月下旬)

- ① JICA イラク事務所にインセプションレポート(英文)の説明を行う。
- ② 「4. 関係機関」に記載されている各機関に対し、インセプションレポートの内容を踏まえ、本調査の内容・方針を説明する。
- ③ 先方関係機関にヒアリングを行い、イラクのISILとの紛争からの復興・開発政策の現状確認(イラクの政策・計画・重要施策等及びそれらの優先順位、行政体制の現状確認等)また、基礎インフラの状況及び復興に向けた優先ニーズ及び今後の課題について聴取する。
- ④ 先方関係機関が将来的にJICAに期待する分野・具体的案件の概要についてヒアリングを行う。
- ⑤ 他ドナーのISIL影響地域における復興・開発支援状況(今後の計画も含む)の調査を行う。
- ⑥ 第1次現地調査結果をJICAイラク事務所に報告する。

(3) 第2次国内作業 (2017年12月上旬から12月中下旬)

- ① 第1次現地調査の結果を整理し、追加で聴取必要な事項を確認する。
- ② 第1次現地調査結果及び第2次現地調査の方針をJICA中東・欧州部へ報告する。
- ③ 第1次現地調査の結果を踏まえて質問票を作成し、イラク側に質問票を送付する。  
第1次現地調査の情報収集フォロー、関係者調整等、必要に応じて、現地支援要員を備上可。
- ④ 第2次現地調査では、今後のISIL影響地域における復興・開発支援の協力可能性についての情報収集が必要であるため、既存資料を確認・分析の上、確認すべき項目を整理する。

(4) 第2次現地調査 (2018年1月上旬から1月中旬)

- ① JICAイラク事務所に第2次国内作業の結果(英語プレゼン)の説明を行う。
- ② 現地調査開始時には、「4. 関係機関」に記載されている機関等に対して第2次国内作業の結果(英文プレゼン)及び第2次現地調査の内容・方針を説明する。
- ③ 先方関係機関との会議・ワークショップを開催し、第1次現地調査の結果から、JICAに支援を期待する分野・案件概要など、追加的に必要な項目につき情報収集を行う。
- ④ ①から③の結果を踏まえ、イラクに対して今後JICAがISIL影響地域において復

興・開発支援の協力を行う場合に有望な案件の情報を整理する。また、JICA が協力を行う場合に留意すべき事項・制約を確認し、適正な技術・手法を整理・検討すること。

- ⑤ ④を通じて有望案件として想定された事業の対象サイトを訪問し、現地の状況・支援ニーズを確認すると共に、支援実施に当たって想定される課題などを整理し、今後の ISIL 影響地域における復興・開発支援の協力の可能性について検討する。  
(現地傭人・現地再委託契約などの活用を想定する。)

(5) 第3次国内作業 (2018年1月下旬から3月上旬)

- ① 第1、2次現地調査の結果を踏まえ情報整理を行い、追加で聴取必要な項目を確認する。
- ② 第1、2次現地調査により先方関係機関から出された、JICA への支援を期待する分野・案件の中から、緊急性・インパクト等の観点から優先順位を付け、現地踏査を行うものを選定する。
- ③ 第2次現地調査までの調査結果・分析をプロGRESS・レポートにまとめ、JICA 中東・欧州部に説明の上、提出する。なお、支援国会合などの時期により、プロGRESS・レポートの提出時期は調整する可能性がある。
- ④ ①、②の結果を踏まえ、イラク側に質問票の送付を行い、必要情報の提供を要請する。第1、2次現地調査の情報収集フォロー、現地踏査に係る関係者調整等、必要に応じて、現地支援要員を備上可。
- ⑤ 第3次現地調査では、現地再委託または現地傭人等を通じた現地踏査による有望候補案件の確認、支援ニーズの把握、及び、今後の協力の候補地における状況確認などの情報収集・分析が必要であるため、現地調査計画の方針を検討する。
- ⑥ ①から⑤について、JICA 中東・欧州部へ報告・協議する。

(6) 第3次現地調査 (2018年3月中旬から3月下旬)

- ① JICA イラク事務所に第3次国内作業の結果(英文プレゼン)及び現地踏査を含む調査計画の説明を行う。
- ② 業務関係者(対象地域の県議会・各省庁の出先機関を含むイラク側関係機関)へヒアリングを行い、第1、2次現地調査の結果から追加的に必要な項目につき情報収集を行う。
- ③ ②の結果を踏まえ、イラクに対して今後 JICA が ISIL 影響地域において協力を行う場合に有望なサイトの周辺情報を整理する。
- ④ 先方関係機関に調査結果の報告を行う。

(7) 第4次国内作業 (2018年4月上旬から4月中下旬)

- ① メール及び電話にてイラク側関係機関との協議を継続し、これまでの現地調査で収集しきれなかった情報を収集する。必要に応じて、現地支援要員を備上可。
- ② イラクにおける ISIL 影響地域の復興・開発ニーズの抽出・整理。第1次国内作業から第3次現地調査で収集・確認した情報を基に、今後イラク及び JICA が復興・開発政策を実施するうえで克服すべき課題と制約要因を抽出する。
- ③ ISIL 影響地域における今後の方針としての有望案件を整理する。今後、JICA がイラクに対して協力を行っていく場合の方針としての活動例、留意点、並びに優先対象サイトの絞り込み分析を行う。
- ④ ISIL 影響地域における基礎インフラの状況も含めた社会・経済状況の分析。分析結果は今後の JICA 協力の有望案件の絞り込みを行う際に活用する。
- ⑤ これまでの調査結果・分析・提言をドラフト・ファイナル・レポートにまとめ、JICA 中東・欧州部に説明の上、協議実施する。また、提言には、本調査終了後に JICA がフォローアップすべき事項を含める。
- ⑥ ドラフト・ファイナル・レポートに係る JICA 中東・欧州部との協議を踏まえて、ファイナル・レポートを作成し、最終成果品として提出する。

## 8. 成果品等

### (1) 報告書類

コンサルタントは、調査の各段階において以下の通り報告書を作成し、JICA に提出する。なお成果品は、ファイナル・レポートとする。

- ① インセプション・レポート (IC/R) : 英文 5 部 (プレゼン資料含む)、和文 3 部
- ② プロGRESS・レポート : 英文 5 部、和文 3 部
- ③ ドラフト・ファイナル・レポート (Df/R) : 英文 5 部、和文 3 部
- ④ ファイナル・レポート (F/R : 製本) : 英文 7 部、和文 5 部 (要約を含む)、電子データ : CD-ROM 3 枚

なお、F/R を除き、簡易製本とする。

### (2) 収集資料

コンサルタントが調査時に収集した資料及びデータは分野別に整理してリストを付した上で JICA に提出する。なお、インターネット上にてデータの確認が可能なものには、情報源として使用した URL を記載する。

### (3) 議事録・写真

現地調査時に撮影した写真 (30 枚程度を上限とし、調査した現場の写真を含めること) を F/R に添付する。また、JICA に対する中間報告においても写真等を積極的に活用する事。

#### (4) 報告書作成時の留意点

- ① 報告書の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照するものとする。
- ② 内容を的確かつ簡潔に記述する。また、英文の外国語はネイティブ・スピーカーによるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。
- ③ 報告書が特に分冊方式になる場合、本編と別冊との照合が簡易に行えるように工夫を施す。
- ④ 本調査のファイナル・レポートは原則として公開予定であるが、非公開とすべき情報を含む場合は、JICA との協議のもと、対象となる情報が非公開となる理由について明確にしたうえで当該部分について非公開情報として取り扱う。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 調査の工程

調査は2017年10月下旬より開始し、2018年4月下旬の終了を目処とする。

調査項目（案）	2017年							2018年
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
業務計画書の提出	△							
第1次国内作業	□							
第1次現地調査		■						
第2次国内作業			□					
第2次現地調査				■				
第3次国内作業				□	□	□		
プロGRESS・レポート提出				△				
第3次現地調査						■		
国内作業（調査結果まとめ）							□	
ドラフト・ファイナル・レポート提出							△	
ファイナル・レポート提出							△	

## 2. 業務量の目途と業務従事者の構成

### (1) 業務量の目途

全体：18.70 M/M

### (2) 業務従事者の構成（案）

本業務には以下に示す各分野の業務従事者が参加することを想定している。業務内容を考慮の上、より適切な構成がある場合は、上記業務量の範囲内で明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 総括／援助動向分析（2号）
- ② 復興・開発政策（2号）
- ③ インフラ復旧計画（3号）
- ④ 経済社会調査
- ⑤ 紛争予防配慮／業務調整

## 3. 参考資料

なし。

## 4. 特別経費

イラク国内で現地調査をする際は、下記の特別経費を認める。

### (1) 一般業務費等の直接経費

業務従事者の安全確保に必要な直接経費に関し、コンサルタントは下記「6. その他特記すべき留意事項」に記載の通りの安全管理を行うため、調査対象地域の治安状況に応じ、次の条件により当該経費を契約金額に含めることができるものとする。なお、当該経費の見積もりは別見積とする。

- ① 民間警備員備上、（防弾車、警護者及びその運転手を含む）安全対策設備費等
- ② 通信機材の購入（衛星電話機材、使用料金）
- ③ 各種保険契約（現金輸送、生命保険（現地スタッフ）、戦争特約等）
- ④ 現地業務調整などの備人

### (2) 航空賃

路線の変更、他社便の利用、予約の変更などを含む緊急時の対応が可能な航空券の購入ができる。

### (3) 宿泊料

宿泊料については、一泊毎の経費について、規定の額を超えない場合は規定の額で積算・精算し、規定の額を超える場合には実費精算とする。見積書は規定の額で作成すること。必要に応じ、契約金額を超えて精算することも可とする（約款の一部を変更して適用する。）。なお、宿泊先は JICA イラク事務所が指定する宿泊施設とする。

### (4) 一般管理費等率

本調査では治安面で十分安定しているとはいえない、通常とは異なる環境下における特殊な業務が必要とされる。このため、一般管理費等率につき 10% を上限として加算できる。

## 5. 調査用資機材の輸出管理

本調査の実施のために、現地調査に際して本邦から携行するコンサルタント所有の資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

## 6. その他特記すべき事項

### (1) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。イラクの治安状況については、JICA イラク事務所、在イラク日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。

イラク国内での現地調査は、同国滞在日数が 9 日以内となるような日程を原則とし、現地調査日程について前広に JICA 中東・欧州部に連絡・調整した上で確定する。なお、イラク国内における調査時には、下記の安全対策措置を講じることを前提として、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

- ① 初めてイラク国に派遣される調査団員は、渡航前に安全管理ブリーフィングを必ず受講する。ただし、既に関係者としてイラク国に派遣された経験があり、直近の派遣から 1 年未満の派遣者については必須とはしない。
- ② 現地渡航に先立ち外務省「旅レジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。
- ③ 現地派遣前は機構ウェブサイトで提供する安全対策研修を受講すること。  
(<https://www.jica.go.jp/announce/information/20161111.html>)
- ④ 早め（1 か月前目途）に渡航・移動の予定を JICA 中東・欧州部と協議の上、JICA イラク事務所に連絡する。同事務所は承認を受けて、関係者の渡航予定等について在バグダッド日本大使館等関係者に対して事前報告を行う。
- ⑤ 民間警備会社より安全確認および安全対策措置の取り付けを行い、身辺警護を受ける。
- ⑥ 事務所（安全対策担当）安全対策クラーク、及び PSD（Personal Security

Detail：警護要員）の指示には必ず従うこと。特に移動中は、PSDの指示に必ず従い、勝手な行動はしない。

- ⑦ 防弾車両で移動を行う。
- ⑧ 出入国時及びイラク国内移動時には、必ず事務所に連絡を入れる。
- ⑨ 渡航先は、JICA 中東・欧州部と事前に必要性・緊急性を十分に協議し、必要な安全対策措置を講じた上で渡航を行う。
- ⑩ 移動時（宿舎からの外出時）は常にパスポートとその他 ID を携行する。
- ⑪ 携帯電話（必要に応じて衛星携帯電話）は常に携行し、連絡が取れるようにする（宿舎内の移動時も含む）。また、充電・クレジット切れにならないよう注意する。
- ⑫ 宿泊先は、バグダッドに関しては、基本的に、JICA イラク事務所が立地する CRG コンパウンドかバグダッド国際空港に隣接する BIAP ホテルのみ滞在可能。その他の宿舎（例：他の警備会社が運営するコンパウンド）に宿泊したい場合は、事前にイラク事務所に相談し、安全対策上問題がない場合のみ許可される。
- ⑬ 日没後・夜間の移動・外出は原則禁止とする。
- ⑭ 戦争特約・功労金に伴う手続きを行う。

## (2) 調査用務先について

調査用務先の場所、連絡先等は対外秘であることから、業務実施契約書締結後にコンサルタントへ連絡する。なお、紛争の影響により、調査用務先の人材が流動化している可能性があり、連絡先等の情報入手そのものが調査対象となる場合もある。

## (3) 不正腐敗防止

「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に本業務を実施すること。なお、疑義事項が生じた場合には、不正腐敗情報相談窓口または JICA 職員に速やかに相談するものとする。